

発議第 5 号

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 8 年 7 月 2 日提出

飛騨市議会 議会改革等調査特別委員会
委員長 前川 文博

提案理由

政務活動費の年間交付上限額の見直し及び補欠選挙時等の対応の追加のための改
正

飛驒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年飛驒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「120,000円」を「180,000円」に改め、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 選挙又は補欠選挙によって4月1日以降に議員となった者に対しては、前項の規定にかかわらず、議員となった日の翌月から当該年度末の月までの月数に1万5千円を乗じた額を限度として交付する。ただし、議員となった日の属する月が3月である場合は交付しない。
- 3 年度の途中で任期が到来する場合は、第1項の規定にかかわらず、4月から任期の到来する月までの月数に1万5千円を乗じた額を限度として交付する。
- 4 年度の途中で議員でなくなった場合は、第1項の規定にかかわらず、4月から議員でなくなった月までの月数に1万5千円を乗じた額を限度として交付する。

第2条 飛驒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「180,000円」を「240,000円」に、「1万5千円」を「2万円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年10月1日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案（令和 8 年10月 1 日施行）
第 1 条～第 2 条 略 （交付額及び交付の方法） 第 3 条 政務活動費は、4 月 1 日に在職する議員に対し、年額<u>120,000円</u>を限度として交付する。 — — — — — — — — — — — — — — — — 2 政務活動費は、実績報告書により、年 4 回以内の請求ができるものとする。 以下 略	第 1 条～第 2 条 略 （交付額及び交付の方法） 第 3 条 政務活動費は、4 月 1 日に在職する議員に対し、年額<u>180,000円</u>を限度として交付する。 2 <u>選挙又は補欠選挙によって 4 月 1 日以降に議員となった者に対しては、前項の規定にかかわらず、議員となった日の翌月から当該年度末の月までの月数に 1 万 5 千円を乗じた額を限度として交付する。ただし、議員となった日の属する月が 3 月である場合は交付しない。</u> 3 <u>年度の途中で任期が到来する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、4 月から任期の到来する月までの月数に 1 万 5 千円を乗じた額を限度として交付する。</u> 4 <u>年度の途中で議員でなくなった場合は、第 1 項の規定にかかわらず、4 月から議員でなくなった月までの月数に 1 万 5 千円を乗じた額を限度として交付する。</u> 5 政務活動費は、実績報告書により、年 4 回以内の請求ができるものとする。 以下 略

現 行（令和 8 年10月 1 日施行）	改正案（令和 9 年 4 月 1 日施行）
第 1 条～第 2 条 略 （交付額及び交付の方法） 第 3 条 政務活動費は、4 月 1 日に在職する議員に対し、年額<u>180,000円</u>を限度として交付する。	第 1 条～第 2 条 略 （交付額及び交付の方法） 第 3 条 政務活動費は、4 月 1 日に在職する議員に対し、年額<u>240,000円</u>を限度として交付する。

- 2 選挙又は補欠選挙によって4月1日以降に議員となった者に対しては、前項の規定にかかわらず、議員となった日の翌月から当該年度末の月までの月数に1万5千円を乗じた額を限度として交付する。ただし、議員となった日の属する月が3月である場合は交付しない。
- 3 年度の途中で任期が到来する場合は、第1項の規定にかかわらず、4月から任期の到来する月までの月数に1万5千円を乗じた額を限度として交付する。
- 4 年度の途中で議員でなくなった場合は、第1項の規定にかかわらず、4月から議員でなくなった月までの月数に1万5千円を乗じた額を限度として交付する。
- 5 政務活動費は、実績報告書により、年4回以内の請求ができるものとする。

以下 略

- 2 選挙又は補欠選挙によって4月1日以降に議員となった者に対しては、前項の規定にかかわらず、議員となった日の翌月から当該年度末の月までの月数に2万円を乗じた額を限度として交付する。ただし、議員となった日の属する月が3月である場合は交付しない。
- 3 年度の途中で任期が到来する場合は、第1項の規定にかかわらず、4月から任期の到来する月までの月数に2万円を乗じた額を限度として交付する。
- 4 年度の途中で議員でなくなった場合は、第1項の規定にかかわらず、4月から議員でなくなった月までの月数に2万円を乗じた額を限度として交付する。
- 5 政務活動費は、実績報告書により、年4回以内の請求ができるものとする。

以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
担 当 部	議会改革等調査特別委員会
提 案 理 由	政務活動費の年間交付上限額の見直し及び補欠選挙時等の対応の追加のための改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	政務活動費の額は平成25年に制定後改定されておらず、近年の物価上昇によって、政務活動費の対象となる様々な費用も上昇していることから、政務活動費が実質目減りしており、市議会議員の調査研究その他の活動の充実を図るため額を引き上げるもの。 また、現行規定には補欠選挙で当選した議員に対する交付等が想定されていないことから、当該規定を追加する。
条 例 の 概 要	【改正の趣旨】 議員一人当たりの年間交付限度額を12万円から24万円に引き上げる。 (ただし、令和8年度は経過措置として18万円。) 補欠選挙によって当選した議員に対して交付する規定を追加する。 【改正の内容】 第1条（令和8年10月1日施行） 条例第3条第1項の年額12万円を年額18万円に改め、同条第2項に補欠当選した議員に対する交付、同条第3項に年度途中で任期が到来する場合の交付、同条第4項に年度途中で議員でなくなった場合の交付の規定をそれぞれ追加する。 第2条（令和9年4月1日施行） 条例第3条第1項の年額18万円を年額24万円に改め、同条第2項から第4項までの月あたり1万5千円を2万円に改める。
市 民 へ の 影 響 等	市民の代表である市議会議員の調査研究その他の活動の充実が図られる。
施 行 日	（第1条）令和8年10月1日 （第2条）令和9年4月1日
備 考	